

別表（第5条第4項関係）

区分	内容
報償費	団体の構成員でない外部講師、専門家、指導者等に対する謝礼
旅費	団体の構成員でない外部講師、専門家、指導者等の旅費
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、資材費、軽微な修繕料その他補助事業の実施に必要な経費
役務費	通信運搬費、保険料、手数料その他補助事業の実施に必要な経費
委託料	専門的作業又は補助事業の一部を委託するために必要な経費
使用料及び 賃借料	機械器具、車両、会場その他補助事業の実施に必要な物件の使用料及び賃借料
備品購入費	刈払機、防護具、工具その他補助事業の実施に必要と認められる備品（1件当たりの取得価格が10,000円以上のものに限る。）の購入費 ※ チェーンソー、刈払機を購入する場合は、当該機械器具の取扱いに関する講習を修了した者が団体に所属していること。
受講料	安全講習、技能講習その他補助事業の実施に必要な講習等の受講料
その他	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

備考

1. 消費税及び地方消費税を含む。ただし、第13条の規定により控除すべき額がある場合は、当該控除後の額とする。
2. 補助事業に直接関連しない経費又は第5条第5項各号に該当する経費は、上記の経費区分に該当する場合であっても補助対象としない。